

○財務省告示第三百十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十五年四月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年五月八日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二十五
回）

二 発行の根拠
平成十四年度における財政運営
のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十四年法律第
二十号）第二条第一項及び財政
融資資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）
第五条第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額にしたがひ平均し
て得られる価格をその発行（以下
「とするものによる発行（以下「

<p>八 最 低 額 面 金</p>	<p>口 札 非 競 争 入</p>	<p>イ 入 札 非 競 争 入</p>	<p>七 払 込 金 額</p>	<p>口 札 非 競 争 入</p>	<p>六 イ 入 札 非 競 争 入</p>	<p>イ 入 札 非 競 争 入</p>	<p>五 方 募 入 決 定 の</p>
<p>五 万 円</p>	<p>百 三 十 三 億 二 百 二 十 万 六 百 円</p>	<p>一 兆 八 千 八 百 九 十 九 億 九 千 五 百</p>	<p>百 三 十 二 億 七 千 三 百 万 円</p>	<p>三 百 五 十 五 万 円</p>	<p>億 円</p>	<p>億 円</p>	<p>非 競 争 入 札 発 行 「 と い う 。」</p>

九 振 額
替 単
位

十 一 発 行 日

イ 価 格 競 争

ロ 入 札 発 行

非 競 争 入

十 三 利 率
の 経 過 利 子
払 込 み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年四月二十五日

額面金額百円につき百円二十一以上、そのそれぞれの応募価格

額面金額百円につき百円二十二

○・三パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十 四 初 期 利 子

平 成 十 五 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期

